

# 国立大学法人山梨大学の 役職員の報酬・給与等について

～「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与  
の水準の公表方法等について(ガイドライン)」  
(平成17年2月7日, 総務大臣策定)に基づく公表～

令和7年6月

国立大学法人 山梨大学

## 様式 1 公表されるべき事項

### 国立大学法人山梨大学(法人番号9090005001670)の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、国家公務員のほか、人数規模が同規模(当法人常勤職員約2,280人)である民間企業の役員報酬を参考とした。  
(1)民間における役員の年間報酬額36,138,000円  
(2)事務次官の年間給与額23,235,000円

###### ②令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人の役員給与規程により、期末特別手当において、業績評価等の結果及びその他の事情等を勘案し会議に諮った上で、学長が、その職務実績に応じ、100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。なお、令和6年度においては、この措置は行わなかった。

###### ③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、俸給、地域手当、広域異動手当、通勤手当としている。期末特別手当についても同規程に則り、月額、地域手当及び広域異動手当の合計額に、当該額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎額として、当該基礎額に100分の172.5を乗じて得た額としている。

なお、令和6年度は人事院による給与勧告に基づいた国家公務員等の給与に関する法令等の改正に準拠し期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.05か月分)を実施した。

理事

法人の長に同じ

理事(非常勤)

非常勤役員報酬支給基準は、役員給与規程に則り支給している。

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

非常勤役員報酬支給基準は、役員給与規程に則り支給している。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,056	千円 12,500	千円 5,306	千円 250 (地域手当)			※
A理事	千円 13,279	千円 9,192	千円 3,903	千円 183 (地域手当)			※
B理事	千円 13,279	千円 9,192	千円 3,903	千円 183 (地域手当)			※
C理事	千円 15,746	千円 9,155	千円 3,998	千円 457 (地域手当) 892 (通勤手当) 1,242 (特別加算手当)		3月30日	◇
D理事	千円 13,374	千円 9,192	千円 3,903	千円 183 (地域手当) 95 (通勤手当)			※
E理事	千円 13,329	千円 9,192	千円 3,903	千円 183 (地域手当) 50 (通勤手当)			※
F理事	千円 13,303	千円 9,192	千円 3,903	千円 183 (地域手当) 24 (通勤手当)			※
G理事 (非常勤)	千円 3,832	千円 3,712	千円	千円 120 (通勤手当)			
A監事	千円 5,463	千円 3,540	千円 1,774	千円 70 (地域手当) 79 (通勤手当)		8月31日	
B監事	千円 6,225	千円 4,988	千円 1,108	千円 99 (地域手当) 29 (通勤手当)	9月1日		
C監事 (非常勤)	千円 1,030	千円 1,030	千円	千円 ( )		8月31日	
D監事 (非常勤)	千円 1,450	千円 1,450	千円	千円 ( )	9月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注4:「特別加算手当」は、本学の運営に関し特に重要な職務を担う者として学長が認めた役員又は職員を対象として支給される手当である。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

令和6年度は、学長就任2年目となるが、4つの学長ビジョン(①教育改革の推進②研究支援体制の強化③地域連携等の強化④経営基盤の強化・改革の推進)を明確に示し、これに沿った諸施策・諸活動を強力に推進するとともに、これら学長の考えを学内外に発信し、強力なリーダーシップの下、多くの実りある成果をあげた。

特にその中で「地域連携」については、日本初となる大学等連携推進法人(一般社団法人大学アライアンスやまなし)の取組強化、地域活性化人材育成事業(SPARC)での取組強化、地方自治体との連携強化、企業・団体・金融機関との連携強化、地域人材養成(リカレント教育講座)の強化、地域連携プラットフォームでの取組みなど、地域に貢献する積極的かつ先進的な取組みを推進している。

自らテレビ・新聞・専門誌等の取材に積極的に応じ、先頭に立って、大学のイメージ向上に努めている。加えて、山梨県の経営者層で組織する山梨経済同友会に参画し、令和6年度代表幹事に就任した。

また、中教審分科会メンバーとして、今後の大学を取り巻く環境変化を踏まえ、『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～』とした答申案をまとめ、これからの大学教育・大学運営の目指すべき姿等を示し、特に生き残りの厳しい地域・地方大学の在り方について示唆している。この答申を受け、地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化を目的に、文部科学省内に「地域大学振興室」が新設された。本学はこれにいち早くレスポンスし、学内に「地域振興企画室」を設置した。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138,000円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235,000円と比較してもそれ以下となっている。

山梨大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は法人化移行前と同等以上であるといえる。

こうした職務内容の特性や同規模の民間企業役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考ええる。

理事

理事は、企画・内部統制、教学、総務・労務・情報、財務・施設・産学官連携、医療、学術研究・グローバル推進の各担当する職務について学長を補佐しており、法人の業務を掌理している。

給与については、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138,000円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235,000円と比較してもそれ以下となっている。

山梨大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性は法人化移行前と同等以上であるといえる。

こうした職務内容の特性や同規模の民間企業役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考ええる。

理事(非常勤)

給与については、近隣の非常勤理事を採用している大学と比較して同水準となっている。

職務内容の特性や同規模の国立大学法人役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考ええる。

監事

監事は、法人経営、業務運営に関する業務監査及び会計監査を行っている。給与については、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138,000円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235,000円と比較してもそれ以下となっている。  
職務内容の特性や同規模の民間企業役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考ええる。

監事(非常勤)

監事は、法人経営、業務運営に関する業務監査及び会計監査を行っている。給与については、近隣の医学部を有する大学と比較して同水準となっている。  
職務内容の特性や同規模の国立大学法人役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考ええる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員報酬水準は妥当であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	該当者なし				
理事	該当者なし				
理事 (非常勤)	該当者なし				
監事	3,555	4 0	8月31日	1	
監事 (非常勤)	該当者なし				

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	常勤監事として、監査体制の機能向上を図るため、内部統制やリスクマネジメントに係る重点的な点検とフィードバックを行った。学内の多様な教育・研究活動が安全かつ法令に則って遂行されるための体制強化に取り組み、日常的なリスクへの対応力向上を目的とした監査を継続して実施した。さらに化学物質の管理体制においては、監査室との協働監査として、化学物質リスクアセスメント実施状況監査を新たに実施し、点検体制の整備やリスクアセスメントの重要性に関する学内周知の徹底など、多岐にわたる提言を行った。これら業績と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果とを総合的に判断し山梨大学役員退職手当規程に基づき業績勘案を行い、1.0とし、退職手当支給額を決定した。
監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当である  
と考える。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人の役員給与規程により、期末特別手当において、業績評価等の結果及びその他の事情等を勘案し会議に諮った上で、学長が、その職務実績に応じ、100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。なお、令和6年度においては、この措置は行わなかった。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

給与水準を検討するにあたって、国家公務員の職種別平均支給額等を参考にし、国家公務員等の給与水準との均衡に十分配慮し、社会的に納得が得られる水準から逸脱しないよう努めている。令和6年国家公務員給与実態調査によれば、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は405,378円となっている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当において、査定部分(成績率)を設けている。また、昇給制度の中に、職員の勤務成績に基づいて昇給号俸に差異が生じる仕組みを設けている。

#### ③ 給与制度の内容

国立大学法人山梨大学職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、管理職手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、駐車場手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、安全衛生業務手当、認定看護師等手当、看護職員等処遇改善手当、特殊勤務手当、業務付加手当、初期救急手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、医師夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、外部資金獲得手当、クロスアポイントメント手当、優秀教員奨励手当、研究代表者等特別手当、外部資金獲得若手研究者支援手当、特別表彰等手当及びメンター教員手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(俸給+扶養手当+地域手当(算出の基礎から管理職手当を除く)+異動等特別手当(算出の基礎から管理職手当を除く)+広域異動手当(算出の基礎から管理職手当を除く))に6月、12月に支給する場合において100分の125を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給+地域手当+異動等特別手当+広域異動手当)に期末手当及び勤勉手当支給規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお令和6年度は、給与制度の改定を実施した。

#### ④ 給与制度の令和6年度における改定内容

一般職給与法が適用される国家公務員の給与改定を踏まえ、当該改定に準じて、12月1日から、①俸給表の引上げ(平均3.0%)、②期末手当支給率の引上げ(年間0.05月分)、③勤勉手当支給率の引上げ(年間0.05月分)を実施した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1424	40.6	6,282	4,548	46	1,734
事務・技術	241	40.3	5,293	3,840	56	1,453
教育職種 (大学教員)	487	49.7	8,273	5,905	48	2,368
医療職種 (病院看護師)	461	33.0	5,099	3,756	41	1,343
技能・労務職種	23	43.4	4,956	3,635	54	1,321
教育職種 (附属高校教員)	16	44.9	7,405	5,384	50	2,021
教育職種 (附属義務教育学校教員)	40	39	6,634	4,828	40	1,806
医療職種 (病院医療技術職員)	156	35.2	5,080	3,724	44	1,356
その他医療職種 (看護師)						

注:その他医療職種(看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	うち賞与
常勤職員 (年俸制)	32	53.2	10,283	10,283	55	0
教育職種 (大学教員)	32	53.2	10,283	10,283	55	0

任期付職員	88	38.4	5,120	5,120	0	0
医療職種 (病院医師)	85	37.5	4,862	4,862	0	0
特定施設等特任教員	3	65.2	12,416	12,416	0	0

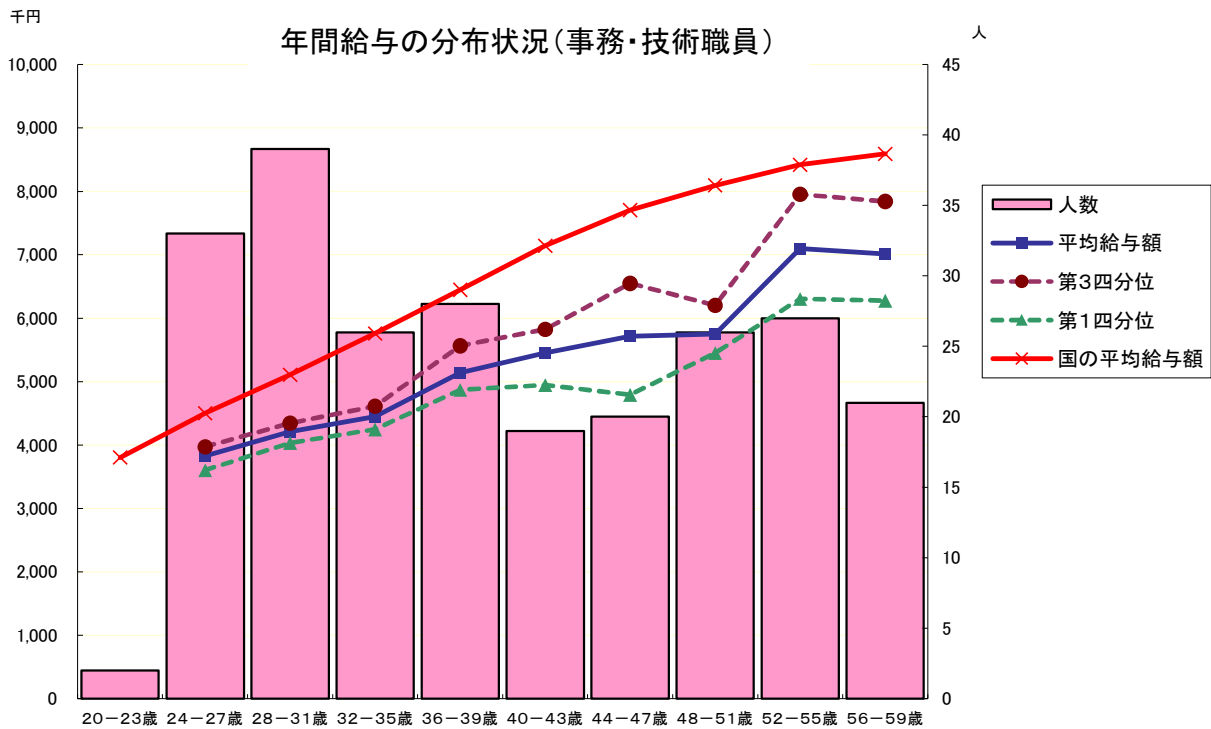
任期付職員 (年俸制)	14	39.7	5,117	5,117	69	0
事務・技術						
教育職種 (大学教員)	14	39.7	5,117	5,117	69	0

注:事務・技術については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、区分以外は記載せず、任期付職員(年俸制)全体の数値からも除外している。

非常勤職員	179	46.9	3,589	2,726	50	863
事務・技術	148	49.2	3,509	2,522	52	987
医療職種 (病院医師)	24	27.6	3,867	3,867	26	0
医療職種 (病院看護師)	4	63.8	4,609	3,327	103	1,282
技能・労務職種						
医療職種 (病院医療技術職員)	3	64.8	3,933	2,830	76	1,103

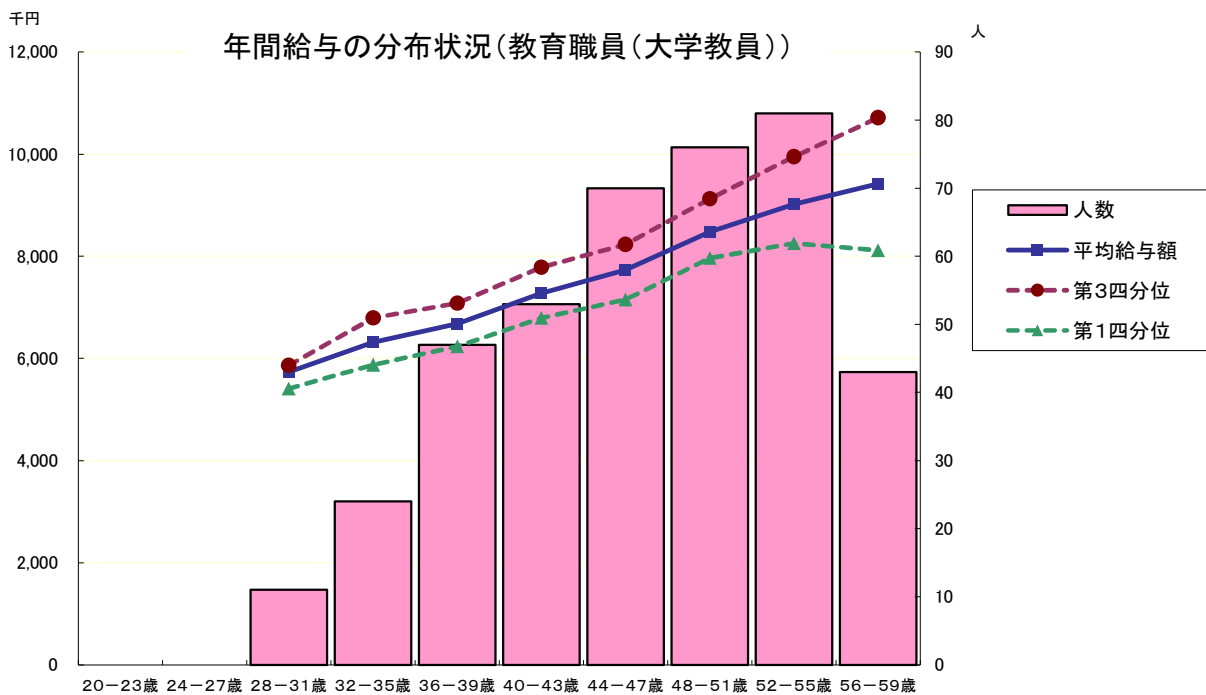
注1:技能・労務職種は該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、区分以外は記載せず、非常勤職員全体の数値からも除外している。  
注2:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

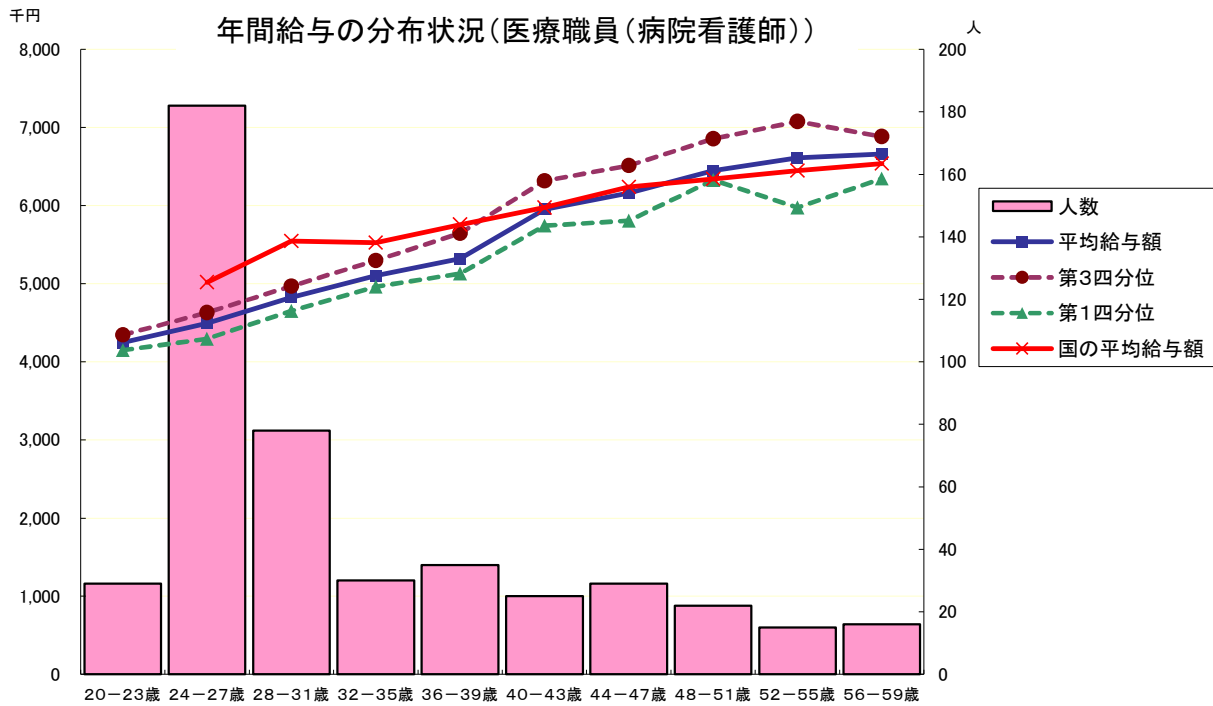
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
〔在外職員、任期付職員、再雇用職員及び年俸制適用者を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注:年齢20～23歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。





③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
部長	6	58.2	8,488	9,270～7,828
課長	20	53.9	7,832	9,685～6,275
課長補佐	25	51.3	6,546	6,892～6,022
係長	55	44.8	5,627	6,438～4,528
主任	21	37.2	4,795	5,771～4,250
係員	114	32.9	4,217	5,755～2,948

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
教授	168	56.3	9,919	12,713～7,997
准教授	136	48.9	8,047	9,235～6,273
講師	47	48.7	7,718	8,627～6,174
助教	134	42.4	6,502	7,762～5,270
教務職員	2			

注:教務職員の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから平均年齢及び年間給与の平均額は記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
代表的職位				
看護部長	1			
副看護部長	1			
看護師長	39	50.3	6,737	7,218～6,061
副看護師長	60	43.0	5,945	6,864～4,721
看護師	360	29.4	4,712	6,390～4,148

注:看護部長及び副看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから平均年齢及び年間給与額は記載していない。

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		53.5	52.6	53.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		46.5	47.4	46.9
	最高～最低	50.0～43.6	50.0～43.2	50.0～43.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		54.4	54.1	54.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		45.6	45.9	45.8
	最高～最低	50.0～42.0	50.0～42.2	49.3～42.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		54.5	51.5	52.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		45.5	48.5	47.1
	最高～最低	53.7～43.3	56.9～43.8	55.2～43.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		55.8	54.3	55.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		44.2	45.7	45.0
	最高～最低	47.5～41.3	54.0～42.0	50.0～41.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	54.5	54.5	54.5
	最高～最低	45.5	45.5	45.5
		50.0～40.8	50.0～41.4	50.0～41.1

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから記載していない。

3 給与水準の妥当性の検証等

(事務・技術職員)

項目	内容
対国家公務員指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 79.2</li> <li>・年齢・地域勘案 86.4</li> <li>・年齢・学歴勘案 79.3</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 86.5</li> <li>(参考)対他法人 91.1</li> </ul>
国に比べて給与水準が高くなっている理由	
給与水準の妥当性の検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.11%】                      (国からの財政支出額 10,685,169千円、支出予算の総額 42,559,602千円:令和6年度予算)</p> <p>【管理職の割合 3.5%(常勤職員数 2,283名中 79名)】                      【大卒以上の高学歴者の割合 71.2%(常勤職員数 2,283名中 1,625名)】                      【支出総額に占める給与・報酬等支給総額 42.9%】                      (支出総額 45,698百万円、給与・報酬等支給総額 19,595百万円:令和5年度決算)</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は25.11%である。                      また、対国家公務員指数はいずれも100を下回っており、本学の給与水準は適正なものであると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))</p> <p>当該法人は、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努めていく。

(医療職員(病院看護師))

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 92.6</li> <li>・年齢・地域勘案 96.5</li> <li>・年齢・学歴勘案 92.8</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 96.9</li> <li>(参考) 対他法人 95.0</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.11%】                      (国からの財政支出額 10,685,169千円、支出予算の総額 42,559,602千円:令和6年度予算)</p> <p>【管理職の割合 3.5%(常勤職員数 2,283名中 79名)】                      【大卒以上の高学歴者の割合 71.2%(常勤職員数 2,283名中 1,625名)】                      【支出総額に占める給与・報酬等支給総額 42.9%】                      (支出総額 45,698百万円、給与・報酬等支給総額 19,595百万円:令和5年度決算)</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は25.11%である。                      また、対国家公務員指数はいずれも100を下回っており、本学の給与水準は適正なものであると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))</p> <p>当該法人は、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努めていく。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 85.8

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収倍率を基礎に、令和6年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

#### 4 モデル給与

- (扶養親族がない場合)
- (事務・技術職員)
- ・22歳(大卒初任給)  
月額 220,000円 年間給与 3,363,000円
  - ・35歳(係長)  
月額 298,900円 年間給与 5,131,000円
  - ・50歳(課長補佐)  
月額 369,600円 年間給与 6,431,000円
- (教育職員(大学教員))
- ・27歳(助教 博士修了1年目)  
月額 323,600円 年間給与 4,997,000円
  - ・35歳(助教)  
月額 341,900円 年間給与 5,824,000円
  - ・50歳(准教授)

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤勉手当において、査定部分(成績率)を設けている。また、昇給制度の中に、職員の勤務成績に基づいて昇給号俸に差異が生じる仕組みを設けている。

### III 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,173,468	千円 8,991,887	千円 9,143,229	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,112,413	千円 631,258	千円 874,421	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 7,934,495	千円 8,067,892	千円 8,837,649	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 2,567,509	千円 2,624,169	千円 2,665,577	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 20,787,885	千円 20,315,206	千円 21,520,878	千円	千円	千円

注1:中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

○退職手当支給額における前年度比と減額要因

「退職手当支給額」は、対前年度比38.5%増(243,163千円)となっているが、これは今年度における定年退職者の増が主な要因である。

○「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づく退職手当に係る措置

役職員の退職手当について、平成30年1月1日から、100分の87から100分の83.7に引き下げ。

職員の退職手当について、平成30年1月1日から、100分の87から100分の83.7に引き下げ。

### IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

教育職員(大学教員)の定年年齢は65歳、事務・技術職員、医療職員(病院看護師)の定年年齢は61歳である。事務・技術職員、医療職員(病院看護師)については、令和5年4月1日に定年年齢を60歳から61歳に引き上げた。令和13年4月1日に定年年齢65歳とするまで、段階的な引き上げを行う予定である。定年年齢の引き上げに伴い、事務・技術職員、医療職員(病院看護師)については、61歳に達する年度より管理監督職の職員は非管理監督職に降任する制度を設けているほか、職員の基本給について7割水準とすることとした。

### V その他

特になし